



琉球銀行の現状

2006年度 中間ディスクロージャー誌



さまざまな人々のそれぞれの暮らしが息づくふるさと。
あたたかい心のふれあいが輪となり、ひろがり、潤いのあるコミュニティをつくります。
りゆうぎんは、皆様の暮らしのパートナーとしてその役割を果たし、
手を取り合って、大きな明日へこれからも心のかよう「なが〜いおつきあい」を続けてまいります。



PROFILE 当行の概要

平成18年9月30日現在

設立：昭和23年5月1日(1948年5月1日)

資本金：441億27百万円

本店所在地：〒900-0015

沖縄県那覇市久茂地1丁目11番1号

TEL.098-866-1212(大代表)

店舗数：65力所

従業員数：1,201人

株主数：12,010名

※従業員数は総人員数を掲載しています。

INDEX 目次

ごあいさつ	1
連結情報	業績 2
	主要な経営指標等の推移 3
	中間連結財務諸表等 4
	連結自己資本比率 11
単体情報	業績 12
	主要な経営指標等の推移 13
	中間財務諸表等 14
	業務粗利益の状況 19
	受取・支払利息の分析 21
	単体自己資本比率 22
	預金・貸出の状況 23
	貸出金関係 24
	有価証券残存期間別残高 25
	有価証券関係 26
	デリバティブ取引関係 27
信託業務	28
株式等の状況	29

当行は、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書および中間連結キャッシュ・フロー計算書について証券取引法第193条の2の規定に基づき監査法人の中間監査証明を受けております。



取締役頭取

大城 勇夫

GREETING ごあいさつ

皆様には、平素より、琉球銀行をご利用、お引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

多くの皆様に琉球銀行をより一層ご理解いただくために、「琉球銀行の現状」(2006年度中間ディスクロージャー誌)を作成いたしました。

国内経済は、企業部門の好調を受けて、緩やかな景気回復が続くものと見込まれています。県内経済は、好調な観光や雇用面の改善傾向等により回復基調が持続しており、緩やかな回復を維持していくものと予想されます。

このような状況下、当行は、劣後社債および優先株式の発行により財務基盤を強化し、平成18年10月には公的資金400億円のうち340億円を返済しました。これは、公的資金という当面の課題に決着をつけ、金融環境の変化や多様化・高度化するお客様のニーズに積極的に対応できる態勢を早期に実現することを目的とするものです。

当行は、中期経営計画に掲げる諸施策を着実に実行し、地域への円滑な資金供給をすることで地域経済の活性化に貢献し、お客様の金融サービスにかかる様々な要望にお応えできる銀行、すなわち「問題解決型銀行」への変身を目指してまいります。

平成19年1月

■ 営業の概況

・業績

平成18年度上期の国内経済は、個人消費は終盤に伸びが鈍化したものの企業収益の改善から設備投資が増加し、雇用情勢の改善に広がりが見られたことから景気は回復しました。

県内経済は、建設関連が公共工事の減少からやや弱含んだものの、堅調な民間工事が下支えとなり、また、観光関連が沖縄ブームから引き続き好調を維持したほか、個人消費も堅調に推移したことから回復を続けました。この間、雇用環境では賃金が改善傾向を示し、企業倒産も落ち着いた動きで推移しました。

このような環境の下、当行は、中期経営計画「Leap2005」(飛躍 2005)の着実な履行に取り組みました。

計画2年目である平成18年度は、経営目標に「収益機会の拡大と経営基盤の再構築」を掲げ、積極的な新規業務分野への進出や新たな顧客層への浸透等に取り組んでいます。

平成18年5月には県内地銀で初めて遺言信託・遺産整理業務に参入し、6月にはスイスで最大の専門プライベート・バンクであるロンバー・オディエ・ダリエ・ヘンチ社の日本法人と協業を開始するなど、多様で高度な資産運用サービスを提供できる体制を構築しました。

平成18年5月には、3月に提携した那覇、沖縄両商工会議所に続き沖縄県商工会連合会と提携、さらに9月からは沖縄県中小企業家同友会とも提携し、それぞれの会員企業に対して融資商品の金利優遇を実施するなど、中小企業取引に係る顧客基盤の拡充に努めました。

平成18年7月には、東京住宅ローンセンターを設置し、県外からの移住希望ニーズへの対応も開始しました。

以上のような取り組みを通して、当中間連結会計期間は次のような業績となりました。

業容面では、預金の中間期末残高は、投資信託等の預かり資産販売の推進により預け替えが進み、期中23億円減少の1兆3,559億円となりました。貸出金の中間期末残高は、個人向け、法人向けともに増加し、期中38億円増加の1兆540億円となりました。有価証券の中間期末残高は、相場動向を踏まえつつ、健全かつ安定的な収益確保を目指した有価証券ポートフォリオの構築に努めた結果、期中210億円増加の2,839億円となりました。

収益面では、経常収益は、株式等売却益の減少や貸出金利回りの低下により貸出金利息が減少したことなどから、前年同期を33億26百万円下回る206億85百万円となりました。一方、経常費用は、不良債権処理額が大幅に減少したことから、前年同期を266億20百万円下回る153億87百万円となりました。この結果、経常利益は前年同期を232億92百万円上回る52億97百万円となりました。また中間純利益は前年同期を144億49百万円上回る33億97百万円となりました。

・キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間の連結キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の増加などにより△41億76百万円となり、前年同期比325億23百万円の減少となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、債券等を中心とした有価証券の取得などにより△208億28百万円となり、前年同期比95億84百万円の増加となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付社債の発行により93億91百万円となり、前年同期比111億50百万円の増加となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の中間期末残高は、248億5百万円となり、前連結会計年度比156億19百万円減少いたしました。

主要な経営指標等の推移(連結)

主要な経営指標等の推移(連結)

	平成16年度 中間連結会計期間	平成17年度 中間連結会計期間	平成18年度 中間連結会計期間	平成16年度	平成17年度
	(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)	(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)	(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
連結経常収益	22,173	24,011	20,685	47,396	54,299
うち連結信託報酬	428	123	2	693	131
連結経常利益(△は連結経常損失)	4,921	△17,995	5,297	8,538	2,429
連結中間純利益(△は連結中間純損失)	3,678	△11,052	3,397	—	—
連結当期純利益	—	—	—	6,063	1,375
連結純資産額	95,085	83,353	96,145	97,391	91,094
連結総資産額	1,490,028	1,476,809	1,498,171	1,529,964	1,500,202
1株当たり純資産額	1,908.16	1,501.84	1,882.80	1,967.41	1,748.85
1株当たり中間純利益 (△は1株当たり中間純損失)	127.41	△382.90	117.67	—	—
1株当たり当期純利益	—	—	—	189.24	26.86
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益	72.74	—	77.81	—	—
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益	—	—	—	108.04	17.40
連結自己資本比率(国内基準)	10.88	10.08	12.50	11.02	11.05
営業活動によるキャッシュ・フロー	△83,230	28,347	△4,176	△63,642	76,937
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,892	△30,412	△20,828	△12,568	△67,740
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,755	△1,759	9,391	△1,765	△2,364
現金及び現金同等物の中間期末残高	28,455	29,757	24,805	—	—
現金及び現金同等物の期末残高	—	—	—	33,561	40,424
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	1,369 [319]	1,324 [352]	1,295 [358]	1,344 [325]	1,300 [349]
信託財産額	31,496	1,020	157	15,951	267

- (注) 1. 当行および連結子会社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、P9の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 平成17年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益は、純損失が計上されているため、記載しておりません。
4. 連結純資産額および連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
5. 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
6. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき算出しております。なお、当行は国内基準を採用しております。
7. 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを注記しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当社1社です。

中間連結財務諸表等

■ 中間連結貸借対照表

	(単位:百万円)	
	平成17年度中間期 (平成17年9月30日)	平成18年度中間期 (平成18年9月30日)
	金額	金額
現金預け金 ^{※8}	31,135	25,682
コールローン及び買入手形	87,154	80,789
買入金銭債権	1,954	2,972
商品有価証券	580	453
金銭の信託	1,116	2,996
有価証券 ^{※1,8}	226,697	283,976
投資損失引当金	△1,715	—
貸出金 ^{※2,3,4,5,6,7,8,9}	1,075,312	1,054,004
外国為替 ^{※7}	485	391
その他資産 ^{※8}	20,432	13,400
不動産 ^{※8,10,11}	21,738	—
有形固定資産 ^{※10,11,12}	—	20,475
無形固定資産	—	2,719
繰延税金資産	31,491	23,321
支払承諾見返	18,684	14,215
貸倒引当金 ^{※6}	△38,258	△27,227
資産の部合計	1,476,809	1,498,171

■ 負債、少数株主持分及び資本の部・負債及び純資産の部

	(単位:百万円)	
	平成17年度中間期 (平成17年9月30日)	平成18年度中間期 (平成18年9月30日)
	金額	金額
(負債の部)		
預借金 ^{※8}	1,347,539	1,355,927
借用金 ^{※8}	3,668	3,264
外国為替	135	89
社債 ^{※13}	—	10,000
信託勘定借	1,020	157
その他負債	13,883	9,098
賞与引当金	420	407
退職給付引当金	5,495	5,778
再評価に係る繰延税金負債 ^{※10}	1,574	3,086
支払承諾	18,684	14,215
負債の部合計	1,392,423	1,402,026
(少数株主持分)		
少数株主持分	1,032	—
(資本の部)		
資本金	44,127	—
資本剰余金	29,632	—
利益剰余金	5,857	—
土地再評価差額金 ^{※10}	2,386	—
その他有価証券評価差額金	1,411	—
自己株式	△60	—
資本の部合計	83,353	—
負債、少数株主持分及び資本の部合計	1,476,809	—
(純資産の部)		
資本金	—	44,127
資本剰余金	—	29,637
利益剰余金	—	21,104
自己株式	—	△72
株主資本合計	—	94,796
その他有価証券評価差額金	—	△1,280
繰延ヘッジ損益	—	△6
土地再評価差額金 ^{※10}	—	848
評価・換算差額等合計	—	△438
少数株主持分	—	1,787
純資産の部合計	—	96,145
負債及び純資産の部合計	—	1,498,171

■ 中間連結損益計算書

(単位:百万円)

	平成17年度中間期 自平成17年4月1日 至平成17年9月30日	平成18年度中間期 自平成18年4月1日 至平成18年9月30日
	金額	金額
経常収益	24,011	20,685
資金運用収益	15,987	15,723
(うち貸出金利息)	(14,506)	(13,610)
(うち有価証券利息配当金)	(815)	(1,200)
信託報酬	123	2
役員取引等収益	3,521	3,724
その他業務収益	629	162
その他経常収益	3,749	1,072
経常費用	42,007	15,387
資金調達費用	1,398	1,485
(うち預金利息)	(1,153)	(1,387)
役員取引等費用	1,170	1,196
その他業務費用	78	81
営業経費	10,563	10,529
その他経常費用 ^{※1}	28,796	2,094
経常利益(△は経常損失)	△17,995	5,297
特別利益 ^{※2}	586	794
特別損失	579	51
税金等調整前中間純利益 (△は税金等調整前中間純損失)	△17,988	6,041
法人税、住民税及び事業税	3,082	326
法人税等調整額	△10,056	2,120
少数株主利益	37	196
中間純利益 (△は中間純損失)	△11,052	3,397

連結情報

中間連結財務諸表等

■ 中間連結剰余金計算書

(単位:百万円)

	平成17年度中間期 自 平成17年4月 1日 至 平成17年9月30日
	金額
(資本剰余金の部)	
資本剰余金期首残高	29,632
資本剰余金増加高	—
資本剰余金減少高	—
資本剰余金中間期末残高	29,632
(利益剰余金の部)	
利益剰余金期首残高	18,563
利益剰余金増加高	97
土地再評価差額金取崩額	97
利益剰余金減少高	12,803
配当金	1,751
中間純損失	11,052
利益剰余金中間期末残高	5,857

■ 中間連結株主資本等変動計算書(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高	44,127	29,637	18,296	△65	91,995
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)	—	—	△601	—	△601
中間純利益	—	—	3,397	—	3,397
自己株式の取得	—	—	—	△6	△6
土地再評価差額金の取崩	—	—	4	—	4
連結子会社減少による利益剰余金増加額	—	—	7	—	7
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計	—	—	2,807	△6	2,800
平成18年9月30日残高	44,127	29,637	21,104	△72	94,796

(単位:百万円)

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高	△1,753	—	852	△901	1,590	92,685
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	—	△601
中間純利益	—	—	—	—	—	3,397
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△6
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	4
連結子会社減少による利益剰余金増加額	—	—	—	—	—	7
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	472	△6	△4	462	197	659
中間連結会計期間中の変動額合計	472	△6	△4	462	197	3,459
平成18年9月30日残高	△1,280	△6	848	△438	1,787	96,145

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間連結財務諸表等

■ 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

	平成17年度中間期 自平成17年4月1日 至平成17年9月30日	平成18年度中間期 自平成18年4月1日 至平成18年9月30日
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益 (△は税金等調整前中間純損失)	△17,988	6,041
減価償却費	458	675
減損損失	536	9
持分法による投資損益(△)	11	△7
貸倒引当金の増加額	22,084	△2,366
投資損失引当金の増加額	4	—
賞与引当金の増加額	△54	△5
退職給付引当金の増加額	58	145
資金運用収益	△15,987	△15,723
資金調達費用	1,398	1,485
有価証券関係損益(△)	△3,318	279
為替差損益(△)	△301	△14
動産不動産処分損益(△)	40	—
固定資産処分損益(△)	—	10
商品有価証券の純増(△)減	△350	72
貸出金の純増(△)減	41,670	△3,818
預金の純増減(△)	△22,365	△2,384
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△147	△34
預け金(日銀預け金等を除く)の純増(△)減	△198	543
コールローン等の純増(△)減	30,098	4,851
外国為替(資産)の純増(△)減	△239	3
外国為替(負債)の純増減(△)	60	10
信託勘定借の純増減(△)	△14,930	△110
資金運用による収入	16,152	15,660
資金調達による支出	△1,450	△1,939
その他	△6,029	△5,118
小計	29,213	△1,735
法人税等の支払額	△866	△2,440
営業活動によるキャッシュ・フロー	28,347	△4,176
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△85,170	△81,197
有価証券の売却による収入	44,796	7,907
有価証券の償還による収入	10,101	52,623
動産不動産の取得による支出	△144	—
有形固定資産の取得による支出	—	△185
無形固定資産の取得による支出	—	△46
動産不動産の売却による収入	4	—
有形固定資産の売却による収入	—	70
投資活動によるキャッシュ・フロー	△30,412	△20,828
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付社債の発行による収入	—	10,000
配当金支払額	△1,749	△600
少数株主への配当金支払額	△1	△1
自己株式の取得による支出	△8	△6
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,759	9,391
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	20	0
V 現金及び現金同等物の増加額	△3,803	△15,611
VI 現金及び現金同等物の期首残高	33,561	40,424
VII 連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	—	△7
VIII 現金及び現金同等物の中間期末残高	29,757	24,805

■ 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (平成18年度中間期)

連結情報

1. 連結の範囲に関する事項

- (1)連結子会社 5社
 主要な会社名
 りゅうぎん保証株式会社・株式会社りゅうぎんディーシー
 なお、株式会社りゅうぎん総合研究所は、設立により当中間連結会計期間から連結しております。
- (2)非連結子会社 1社
 りゅうぎん総合管理株式会社
 りゅうぎん総合管理株式会社は、現在清算手続き中であり、重要性も乏しいため当中間連結会計期間より連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1)持分法適用の非連結子会社
 該当ありません。
- (2)持分法適用の関連会社 1社
 株式会社 琉球リース
- (3)持分法非適用の非連結子会社 1社
 りゅうぎん総合管理株式会社
 りゅうぎん総合管理株式会社は、現在清算手続き中であり、重要性も乏しいため持分法の対象から除外しております。
- (4)持分法非適用の関連会社
 該当ありません。

3. 連結子会社の決算日等に関する事項

- (1)連結子会社の決算日は次のとおりであります。
 9月末日 5社
- (2)連結される子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。

4. 会計処理基準に関する事項

- (1)商品有価証券の評価基準及び評価方法
 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
- (2)有価証券の評価基準及び評価方法
 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (3)デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4)減価償却の方法
 ①有形固定資産
 当行の有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
 建物:5年~50年
 動産:2年~10年
 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。
 ②無形固定資産
 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
- (5)繰延資産の処理方法
 社債発行費は、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

中間連結財務諸表等

(6) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のおお書きに記載されているこれらの債権からの直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は20,909百万円であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務

その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理

(9) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結子会社は外貨建資産・負債を保有しておりません。

(10) リース取引の処理方法

当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債について金利スワップの特例処理を行っておりますが、特例処理に係る金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

連結子会社のうち1社のヘッジ会計の方法は、一部の負債について金利スワップの特例処理を行っております。

(ロ) 為替変動リスクヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(12) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、現金、日本銀行への預け金、要求払預金及び預入期間が3ヵ月以下の定期預金であります。

■ 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更(平成18年度中間期)

・ 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は94,363百万円であります。なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。

・ 投資事業組合に関する実務対応報告

「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。

・ 自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準

「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。

・ 有限責任事業組合等に関する実務対応報告

「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

・ 繰延資産の会計処理に関する実務対応報告

「繰延資産の会計処理に関する当面的取扱い」(実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用し、社債の償還期間にわたって定額法により償却しております。

なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行費はございません。

■ 表示方法の変更(平成18年度中間期)

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。

(中間連結貸借対照表関係)

(1) 純額で繰延ヘッジ損失(又は繰延ヘッジ利益)として「その他資産」(又は「その他負債」)に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税引前額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。

(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

「動産不動産処分損益(Δ)」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(Δ)」等として表示しております。また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。

■ 注記事項(平成18年度中間期)

● 中間連結貸借対照表関係

※1 有価証券には、関連会社の株式会社130百万円を含んでおります。

※2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,129百万円、延滞債権額は52,111百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

中間連結財務諸表等

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は1,388百万円であります。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は23,411百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は79,040百万円であります。
なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6 貸出債権流動化により会計上売却処理をした貸出金の元本の当中間連結会計期間末残高の総額は、70,310百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を24,225百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額94,535百万円に係る貸倒引当金を計上しております。

※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は15,345百万円であります。

※8 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 5,845百万円
預け金 6百万円
貸出金 1,061百万円
その他資産 2百万円
担保資産に対応する債務
預金 13,757百万円
借入金 825百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券59,984百万円及び預け金6百万円を差し入れております。
関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。
また、その他資産のうち保証金は587百万円であります。

※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、163,449百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが163,349百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日
平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。

※11 有形固定資産の減価償却累計額 16,468百万円

※12 有形固定資産の圧縮記帳額 338百万円
(当中間連結会計期間圧縮記帳額 100百万円)

※13 社債は全額劣後特約社債であります。

※14 当行の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託157百万円であります。

●中間連結損益計算書関係

※1 その他経常費用には、債権売却損831百万円及び貸出金償却789百万円を含んでおります。

※2 特別利益には、償却債権取立益626百万円及び貸倒引当金戻入益139百万円を含んでおります。

●中間連結株主資本等変動計算書関係

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計 年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式数					
普通株式	28,907	—	—	28,907	
種類株式	8,000	—	—	8,000	
合計	36,907	—	—	36,907	
自己株式					
普通株式	34	2	—	36	注
種類株式	—	—	—	—	
合計	34	2	—	36	

注 単元未満株式の買い取りによる増加であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当ありません。

3 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	—	—	—	—
	種類株式	600	75	平成18年3月31日	平成18年6月29日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるものは、該当ありません。

●中間連結キャッシュ・フロー計算書関係

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
(単位:百万円)

平成18年9月30日現在	
現金預け金勘定	
3か月超の定期預け金	25,682
金融有利利息預け金	△30
金融無利息預け金	△13
現金及び現金同等物	△834
	24,805

●リース取引関係

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額
取得価額相当額
動産 65百万円
その他 100百万円
合計 165百万円
減価償却累計額相当額
動産 49百万円
その他 100百万円
合計 149百万円
減損損失累計額相当額
動産 100百万円
その他 100百万円
合計 200百万円
中間連結会計期間末残高相当額
動産 15百万円
その他 100百万円
合計 115百万円
・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額
1年内 9百万円
1年超 12百万円
合計 21百万円
・リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高
100百万円
・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失
支払リース料 7百万円
リース資産減損勘定の取崩額 100百万円
減価償却費相当額 6百万円
支払利息相当額 0百万円
減損損失 100百万円
・減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
・利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。

中間連結財務諸表等

●有価証券関係

※中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位:百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
国 債	9,432	9,444	12
地 方 債	17,610	17,331	△279
社 債	5,078	5,049	△29
合 計	32,122	31,825	△296

(注)時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

	取得原価	中間連結貸借 対照表計上額	評価差額
株 式	13,646	14,527	880
債 券	206,409	203,829	△2,579
国 債	169,724	167,354	△2,370
地 方 債	3,757	3,744	△13
社 債	32,927	32,730	△196
そ の 他	32,654	32,232	△422
合 計	252,710	250,588	△2,121

(注)1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. 当中間連結会計期間において、その他有価証券で株式について280百万円減損処理を行っております。これは、下落率50パーセント以上下落した場合は全額減損処理し、下落率30パーセント以上50パーセント未満でも、(1)過去2年間に亘り、株価が30パーセント以上低下している、(2)株式の発行会社が債務超過の状態にある、(3)2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される、のいずれかに該当する場合に減損処理を行ったものであります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

(単位:百万円)

	金 額
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	2,069
事業債	1,820

●金銭の信託関係

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

(単位:百万円)

	取得原価	中間連結貸借 対照表計上額	評価差額
その他の金銭の信託	2,996	2,996	—

(注)中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

●その他有価証券評価差額金

○その他有価証券評価差額金

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	金 額
評価差額	△2,121
その他有価証券	△2,121
(+)繰延税金資産	843
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△1,277
(△)少数株主持分相当額	3
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△1,280

●デリバティブ取引関係

(1)金利関連取引

(単位:百万円)

区分	種 類	契約額等	時 価	評価損益
取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	1,000	0	0
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合 計	—	0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2)通貨関連取引

(単位:百万円)

区分	種 類	契約額等	時 価	評価損益
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	79	0	0
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合 計	—	0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3)株式関連取引

該当ありません。

(4)債券関連取引

該当ありません。

(5)商品関連取引

該当ありません。

(6)クレジットデリバティブ取引

該当ありません。

●ストック・オプション等関係

該当ありません。

■セグメント情報

1. 事業の種類別セグメント情報

前中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)及び
当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
連結会社は銀行業以外に一部でクレジットカード等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

2. 所在地別セグメント情報

前中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)及び
当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
全セグメントの所在地は国内のため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

3. 国際業務経常収益

前中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)及び
当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
国際業務経常収益が、連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

■1株当たり情報

	前中間連結会計期間 自平成17年4月1日 至平成17年9月30日	当中間連結会計期間 自平成18年4月1日 至平成18年9月30日
1株当たり純資産額	1,501.84円	1,882.80円
1株当たり中間純利益 (△は1株当たり中間純損失)	△382.90円	117.67円
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	—	77.81円

(注)1. 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は0円21銭減少しております。
2. 1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

中間連結財務諸表等

	前中間連結会計期間 自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日	当連結会計年度 自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日
1株当たり中間純利益 又は1株当たり中間純損失		
中間純利益(△は中間純損失)	△11,052百万円	3,397百万円
普通株主に帰属しない金額	—	—
うち利益処分による優先配当額	—	—
普通株式に係る中間 純利益(△は中間純損失)	△11,052百万円	3,397百万円
普通株式の期中平均株式数	28,865千株	28,871千株
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益		
中間純利益調整額	—	0百万円
うち優先株式業務委託手数料	—	0百万円
普通株式増加数	—	14,798千株
うち優先株式の普通株式への転換	—	14,798千株
希薄化効果を生しないため、潜在株式 調整後1株当たり中間純利益の算定に 含まなかった潜在株式の概要	第一種優先株式 なお、上記優先株式の 概要については、P29 株式の総数等 2. 発行 済株式に記載のとおり であります。	—

3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、前中間連結会計期間は純損失が計上されているため、記載していません。
4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 平成17年9月30日	当中間連結会計期間末 平成18年9月30日
純資産の部の合計額	—	96,145百万円
純資産の部の合計額から 控除する金額	—	41,787百万円
(うち少数株主持分)	—	1,787百万円
普通株式に係る中間期末 の純資産額	—	54,357百万円
1株当たり純資産額の算定 に用いられた中間期末の 普通株式の数	—	28,870千株

重要な後発事象

前中間連結会計期間 自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日
該当ありません。

当中間連結会計期間 自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日

1 当行は、平成18年9月4日開催の取締役会において、第三者割当の方法により、第二種優先株式を発行することを決議し、平成18年9月13日開催の取締役会において発行条件を決定し、平成18年10月2日に全ての優先株式の払込が完了いたしました。その概要は次のとおりです。

第二種優先株式に関する事項

(1)募集株式の種類

株式会社琉球銀行第二種優先株式(以下「本優先株式」という。)

(2)募集株式の数

4,000,000株

(3)払込金額

1株につき5,000円 総額 200億円

(4)増加する資本金の額

1株につき2,500円 総額 100億円

(5)増加する資本準備金の額

1株につき2,500円 総額 100億円

(6)剰余金の配当

本優先株式を有する株主(以下「本優先株主」という。)または本優先株式の登録株式質権者(以下「本優先登録株式質権者」という。)に対しては剰余金の配当を行わない。

(7)残余財産の分配

当行の残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、当行の普通株式(以下「当行普通株式」という。)を有する株主(以下「当行普通株主」という。)または当行普通株式の登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき5,000円の金銭を他の種類の優先株式の株主と同順位で支払う。本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産を分配しない。

(8)取得請求権

本優先株主は、以下の各号に従い、当行に対し、本優先株式を取得するのと引換えに当行普通株式を交付することを請求することができる。

- ①本優先株式の取得を請求することができる期間
平成18年10月4日から平成23年10月4日までとする。
- ②本優先株式の取得と引換えに交付する株式の種類及び数の算定方法
(イ)本優先株式の取得と引換えに交付する株式の種類
当行普通株式
(ロ)本優先株式の取得と引換えに交付する株式の数の算定方法

$$\text{本優先株式の取得と引換えに} = \frac{\text{本優先株主が取得請求に際して提出した} \div \text{交付価額}}{\text{交付すべき当行普通株式数}} \times \frac{\text{本優先株式の払込金額の総額}}{\text{本優先株式の払込金額の総額}}$$

当行普通株式数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わないものとする。

- (ハ)当初交付価額 2,823円
- (ニ)下限交付価額 1,370円
- (ホ)上限交付価額 5,480円
- (ヘ)交付価額の修正

本優先株式の発行後、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、交付価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、売買高加重平均価格のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の売買高加重平均価格のある取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の毎日の売買高加重平均価格の平均値の90%に相当する金額に修正される。

(ト)交付価額の調整

当行は、本優先株式の発行後、当行普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式をもって交付価額を調整する。

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times \frac{\text{既発行} + \text{新規発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \cdot \text{処分価額}}{\text{普通株式数}}}{\text{交付価額}} \times \frac{1 \text{株当たり時価}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

(9)取得条項

当行は、平成23年10月5日(以下「一斉取得日」という。)をもって、平成23年10月4日までに取得請求のなかった本優先株式のすべてを取得するものとする。当行は、本優先株式を取得するのと引換えに、当該本優先株式の優先株主に対して、各優先株主の有する本優先株式の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ5連続取引日(売買高加重平均価格のない日を除き、一斉取得日の前日が取引日でない場合には、一斉取得日の前日の直前の売買高加重平均価格のある取引日までの5連続取引日とする。)の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の毎日の売買高加重平均価格の平均値(円未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)で除して得られる数の当行普通株式を交付するものとする。ただし、当該平均値が、下限交付価額を下回るときは、各優先株主の有する本優先株式の払込金相当額を当該下限交付価額で除して得られる数の当行普通株式を交付するものとする。なお、上記の普通株式数の算出において1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従いこれを取り扱う。

(10)その他(潜在株式による希薄化情報)

今回発行する本優先株式による当行の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は24.5%となる見込みであります。
(注) 潜在株式数の比率につきましては、今回発行する本優先株式の取得請求権が平成18年9月13日決定した当初交付価額ですべて権利行使された場合に発行される株式数を平成18年9月13日現在の発行済株式総数で除した数値であります。なお、今回発行する本優先株式がすべて上限交付価額で権利行使された場合の潜在株式数の比率は12.6%であり、全て下限交付価額で権利行使された場合の潜在株式数の比率は50.5%であります。また、前述の潜在株式数の比率には第一種優先株式に係る潜在株式数は含まれておりません。

(11)資金の使途

主に、一般運転資金に充当する予定であります。

2 当行は、平成18年10月5日開催の取締役会において、株式会社整理回収機構が保有しております第一種優先株式の一部に関し、次のとおり自己株式の取得及び売却を決議し、平成18年10月11日に実施いたしました。なお、本優先株式の取得は、会社法第156条の規定に基づき自己株式取得枠の範囲内で行うものであります。また、売却につきましては、その他資本剰余金より減額しております。

- (1)取得・売却株式の総数 6,800,000株
※当初発行株式数 8,000,000株
- (2)取得価額の総額 40,592,600千円

<参考>

上記「1. 第二種優先株式の発行」、「2. 第一種優先株式の取得及び売却」実施後の資本金及び優先株式数の変動結果は以下のとおりであります。

	当初	変動額(株数)	変動後
資本金	44,127百万円	10,000百万円	54,127百万円
第一種優先株式	8,000千株	△6,800千株	1,200千株
第二種優先株式	—	4,000千株	4,000千株

連結自己資本比率

連結自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円)

項目	平成17年9月30日	平成18年9月30日
資本金	44,059	44,067
うち非累積的永久優先株	20,000	20,000
新株式申込証拠金	—	—
資本剰余金	29,632	29,637
利益剰余金	5,857	21,104
自己株式(△)	60	72
自己株式申込証拠金	—	—
社外流出予定額(△)	—	—
その他有価証券の評価差損(△)	—	1,280
為替換算調整勘定	—	—
新株予約権	—	—
連結子会社の少数株主持分	1,032	1,787
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
営業権相当額(△)	—	—
のれん相当額(△)	—	—
企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
連結調整勘定相当額(△)	—	—
繰延税金資産の控除前の(基本的項目)計 (上記各項目の合計額)	—	—
繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
計(A)	80,521	95,243
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,782	1,770
一般貸倒引当金	5,439	5,603
負債性資本調達手段等	540	10,000
うち永久劣後債務(注2)	—	—
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	540	10,000
計	7,762	17,373
うち自己資本への算入額(B)	7,762	17,373
控除項目(注4)(C)	550	550
自己資本額(D)	87,732	112,067
(A) + (B) - (C)	87,732	112,067
資産(オン・バランス)項目	853,801	884,672
オフ・バランス取引項目	16,522	11,843
計(E)	870,323	896,515
連結自己資本比率(国内基準) = D/E × 100(%)	10.08	12.50

●参考

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用しております。

- (注)1. 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りております。
4. 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

リスク管理債権

(単位:百万円)

	平成17年度中間期	平成18年度中間期
破綻先債権額	5,268	3,290
延滞債権額	81,419	55,832
3カ月以上延滞債権額	1,604	1,401
貸出条件緩和債権額	37,704	23,675
合計	125,997	84,200

(注)1. 特分法連結会社リスク管理債権額を合算して表示しております。

2. 貸出条件緩和債権の用語の説明についてはP.25に記載しております。

■ 営業の概況

・ 業績

平成18年度上期の国内経済は、個人消費は終盤に伸びが鈍化したものの企業収益の改善から設備投資が増加し、雇用情勢の改善に広がりが見られたことから景気は回復しました。

県内経済は、建設関連が公共工事の減少からやや弱含んだものの、堅調な民間工事が下支えとなり、また、観光関連が沖縄ブームから引き続き好調を維持したほか、個人消費も堅調に推移したことから回復を続けました。この間、雇用環境では賃金が改善傾向を示し、企業倒産も落ち着いた動きで推移しました。

このような環境の下、当行は、中期経営計画「Leap2005」(飛躍2005)の着実な履行に取り組みました。

計画2年目である平成18年度は、経営目標に「収益機会の拡大と経営基盤の再構築」を掲げ、積極的な新規業務分野への進出や新たな顧客層への浸透等に取り組んでいます。

平成18年5月には県内地銀で初めて遺言信託・遺産整理業務に参入し、6月にはプライベート・バンク最大手のロンバー・オディエ・ダリエ・ヘンチ・ジャパンとの協業を開始するなど、多様で高度な資産運用サービスを提供できる体制を構築しました。

平成18年5月には、3月に提携した那覇、沖縄両商工会議所に続き沖縄県商工会連合会と提携、さらに9月からは沖縄県中小企業家同友会とも提携し、それぞれの会員企業に対して融資商品の金利優遇を実施するなど、中小企業取引に係る顧客基盤の拡充に努めました。

平成18年7月には、東京住宅ローンセンターを設置し、県外からの移住希望ニーズへの対応も開始しました。

経営効率面では、行員数の減少により人件費は減少しましたが、システム共同化等に伴い物件費が増加し、営業経費全体では前年同期比12百万円増加の101億46百万円となりました。

業容面では、銀行勘定と信託勘定を合計した預金の中間期末残高は、投資信託等の預かり資産販売の推進により預け替えが進み、期中23億円減少の1兆3,595億円となりました。貸出金の中間期末残高は、個人向け、法人向けともに増加し、期中31億円増加の1兆537億円となりました。

収益面では、本来業務の収益力を表わす実質業務純益(一般貸倒引当金繰入前の業務純益)は、有価証券利息配当金は増加しましたが、貸出金利回りの低下により貸出金利息が減少したことなどから、前年同期を9億44百万円下回る53億45百万円となりました。経常利益は、不良債権処理額が大幅に減少したことから、前年同期178億93百万円の損失から43億88百万円の利益に転じました。中間純利益は、前年同期107億41百万円の損失から33億84百万円の利益に転じました。

主要な経営指標等の推移(単体)

主要な経営指標等の推移(単体)

回次	第89期中	第90期中	第91期中	第89期	第90期
決算年月	平成16年9月	平成17年9月	平成18年9月	平成17年3月	平成18年3月
経常収益	20,665百万円	22,850百万円	19,530百万円	44,823百万円	50,854百万円
うち信託報酬	428百万円	123百万円	2百万円	693百万円	131百万円
経常利益(△は経常損失)	4,730百万円	△17,893百万円	4,388百万円	8,069百万円	1,698百万円
中間純利益(△は中間純損失)	3,637百万円	△10,741百万円	3,384百万円	—	—
当期純利益	—	—	—	5,846百万円	1,330百万円
資本金	44,127百万円	44,127百万円	44,127百万円	44,127百万円	44,127百万円
発行済株式総数	普通株28,907千株 優先株 8,000千株				
純資産額	95,180百万円	83,577百万円	94,197百万円	97,310百万円	90,952百万円
総資産額	1,484,943百万円	1,472,021百万円	1,492,433百万円	1,525,006百万円	1,494,826百万円
預金残高	1,317,022百万円	1,350,134百万円	1,359,380百万円	1,372,464百万円	1,361,663百万円
貸出金残高	1,117,083百万円	1,075,858百万円	1,053,787百万円	1,117,371百万円	1,050,597百万円
有価証券残高	182,797百万円	228,893百万円	283,423百万円	197,270百万円	262,236百万円
1株当たり中間配当額	—	—	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—	普通株 40.00円 優先株 75.00円	普通株 — 優先株 75.00円
単体自己資本比率(国内基準)	10.85%	10.05%	12.37%	10.96%	10.92%
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	1,241人 [223]	1,205人 [250]	1,174人 [252]	1,222人 [227]	1,179人 [246]
信託財産額	31,496百万円	1,020百万円	157百万円	15,951百万円	267百万円
信託勘定貸出金残高	—	—	—	—	—
信託勘定有価証券残高	—	—	—	—	—

- (注) 1. 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
 2. 純資産額および総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
 3. 従業員数=(総人員 1,201名-当行からの出向者 29名+関連会社からの出向者 2名)

中間財務諸表等

■ 中間貸借対照表

	(単位:百万円)	
	平成17年度中間期 (平成17年9月30日)	平成18年度中間期 (平成18年9月30日)
	金額	金額
現金預け金 ^{※8}	31,003	25,619
コールローン	87,154	80,789
買入金銭債権	1,954	2,972
商品有価証券	580	453
金銭の信託	1,116	2,996
有価証券 ^{※1.8}	228,893	283,423
投資損失引当金	△1,715	—
貸出金 ^{※2,3,4,5,6,7,9}	1,075,858	1,053,787
外国為替 ^{※7}	485	391
その他資産 ^{※8}	10,728	6,639
動産不動産 ^{※8,10,11,14}	21,646	—
有形固定資産 ^{※10,11,14}	—	20,427
無形固定資産	—	2,713
繰延税金資産	30,815	22,601
支払承諾見返	18,588	14,119
貸倒引当金	△35,087	△24,502
資産の部合計	1,472,021	1,492,433

	(単位:百万円)	
	平成17年度中間期 (平成17年9月30日)	平成18年度中間期 (平成18年9月30日)
	金額	金額
負債及び資本の部・負債及び純資産の部		
(負債の部)		
預借外社信託		
預借外社信託	1,350,134	1,359,380
借用金 ^{※8}	1,068	289
外国為替	135	89
社債 ^{※12}	—	10,000
信託勘定借 ^{※13}	1,020	157
その他負債	10,096	5,013
賞与引当金	390	378
退職給付引当金	5,435	5,720
再評価に係る繰延税金負債 ^{※14}	1,574	3,086
支払承諾	18,588	14,119
負債の部合計	1,388,444	1,398,236
(資本の部)		
資本	44,127	—
資本剰余金	29,632	—
資本準備金	29,632	—
利益剰余金	6,060	—
利益準備金	1,551	—
任意積立金	14,099	—
優先株式消却積立金	14,099	—
中間未処分利益 (△は中間未処理損失)	△9,590	—
土地再評価差額金 ^{※14}	2,386	—
その他有価証券評価差額金	1,410	—
自己株式	△38	—
資本の部合計	83,577	—
負債及び資本の部合計	1,472,021	—
(純資産の部)		
資本	—	44,127
資本剰余金	—	29,632
その他資本剰余金	—	29,632
利益剰余金	—	20,933
利益準備金	—	120
その他利益剰余金	—	20,813
優先株式消却積立金	—	14,819
繰越利益剰余金	—	5,993
自己株式	—	△56
株主資本合計	—	94,636
その他有価証券評価差額金	—	△1,281
繰延ヘッジ損益	—	△6
土地再評価差額金 ^{※14}	—	848
評価・換算差額等合計	—	△439
純資産の部合計	—	94,197
負債及び純資産の部合計	—	1,492,433

中間財務諸表等

■ 中間損益計算書

(単位:百万円)

	平成17年度中間期 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	平成18年度中間期 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)
経常収益	22,850	19,530
資金運用収益	15,767	15,409
(うち貸出金利息)	(14,288)	(13,298)
(うち有価証券利息配当金)	(814)	(1,199)
信託報酬	123	2
役務取引等収益	2,781	2,956
その他業務収益	629	162
その他経常収益	3,548	1,000
経常費用	40,744	15,142
資金調達費用	1,374	1,456
(うち預金利息)	(1,153)	(1,388)
役務取引等費用	1,464	1,526
その他業務費用	78	81
営業経費 ※1	10,134	10,146
その他経常費用	27,693	1,931
経常利益(△は経常損失)	△17,893	4,388
特別利益 ※2	582	1,415
特別損失	577	50
税引前中間純利益 (△は税引前中間純損失)	△17,889	5,752
法人税、住民税及び事業税	2,824	14
法人税等調整額	△9,971	2,352
中間純利益 (△は中間純損失)	△10,741	3,384
前期繰越利益	1,053	—
土地再評価差額金取崩額	97	—
中間未処分利益 (△は中間未処理損失)	△9,590	—

■ 中間株主資本等変動計算書(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		優先株式消却積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成18年3月31日残高	44,127	29,632	—	29,632	1,551	14,099	2,493	18,144	△50	91,854
中間会計期間中の変動額										
剰余金の配当 注2	—	—	—	—	120	—	△720	△600	—	△600
優先株式消却積立金の積立 注2	—	—	—	—	—	720	△720	—	—	—
準備金から剰余金への振替 注3	—	△29,632	29,632	—	△1,551	—	1,551	—	—	—
中間純利益	—	—	—	—	—	—	3,384	3,384	—	3,384
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	△6	△6
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	4	4	—	4
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計	—	△29,632	29,632	—	△1,431	720	3,500	2,788	△6	2,782
平成18年9月30日残高	44,127	—	29,632	29,632	120	14,819	5,993	20,933	△56	94,636

(単位:百万円)

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高	△1,753	—	852	△901	90,952
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当 注2	—	—	—	—	△600
優先株式消却積立金の積立 注2	—	—	—	—	—
準備金から剰余金への振替 注3	—	—	—	—	—
中間純利益	—	—	—	—	3,384
自己株式の取得	—	—	—	—	△6
土地再評価差額金の取崩	—	—	△4	△4	—
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	472	△6	—	466	466
中間会計期間中の変動額合計	472	△6	△4	462	3,244
平成18年9月30日残高	△1,281	△6	848	△439	94,197

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。
 3. 平成18年6月の定時株主総会における決議事項であります。

中間財務諸表等

■ 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (平成18年度中間期)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5年～50年
動産 2年～10年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費は社債の償還期間にわたり定額法により償還しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。))に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。))に係る債権については、以下のなお書きに記載されているこれらの債権からの直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は20,909百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務: その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異: 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理

7. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に転移すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. ヘッジ会計の方法

(イ)金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変

動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債について金利スワップの特例処理を行っておりますが、特例処理に係る金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(ロ)為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税法方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

■ 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更 (平成18年度中間期)

・貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。

当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は94,203百万円であります。

なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。

・自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準

「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準および適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。

・有限責任事業組合等に関する実務対応報告

「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

・繰延資産の会計処理に関する実務対応報告

「繰延資産の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同実務対応報告を適用し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行費はありません。

■ 表示方法の変更(平成18年度中間期)

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始される事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。

- 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「優先株式消却積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。
- 純額で繰延ヘッジ損失(又は繰延ヘッジ利益)として「その他資産」(又は「その他負債」)に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- 「不動産・動産」は「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
- 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

■ 注記事項(平成18年度中間期)

● 中間貸借対照表関係

※1 関係会社の株式総額 44百万円

※2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,565百万円、延滞債権額は49,098百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は1,232百万円であります。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3日以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

中間財務諸表等

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は22,344百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は74,240百万円であります。

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6 貸出債権流動化により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当中間会計期間末残高の総額は70,310百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を24,225百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額94,535百万円に係る貸倒引当金を計上しております。

※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)」に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、15,345百万円であります。

※8 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 5,845百万円

預け金 6百万円

その他資産 2百万円

担保資産に対応する債務

預金 13,757百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券59,984百万円及び預け金6百万円を差し入れております。

子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。

また、その他資産のうち保証金は587百万円であります。

※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、144,964百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが144,864百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10 有形固定資産の減価償却累計額 16,399百万円

※11 有形固定資産の圧縮記帳額 338百万円

(当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)

※12 社債は全額劣後特付社債であります。

※13 元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託157百万円であります。

※14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出

● 中間損益計算書関係

※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。

建物・動産 354百万円

その他 317百万円

※2 特別利益には、償却債権取立益620百万円及び貸倒引当金戻入益794百万円を計上しております。

● 中間株主資本等変動計算書関係

自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式	25	2	—	28	
普通株式	25	2	—	28	注
優先株式	—	—	—	—	
合計	25	2	—	28	

注 単元未満株式の買取りによる増加であります。

● リース取引関係

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額

取得価額相当額

動産 44百万円

その他 一百万円

合計 44百万円

減価償却累計額相当額

動産 36百万円

その他 一百万円

合計 36百万円

減損損失累計額相当額

動産 一百万円

その他 一百万円

合計 一百万円

中間会計期間末残高相当額

動産 8百万円

その他 一百万円

合計 8百万円

・未経過リース料中間会計期間末残高相当額

1年内 5百万円

1年超 8百万円

合計 13百万円

・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高

一百万円

・当中間会計期間の支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料 5百万円

リース資産減損勘定の取崩額

一百万円

減価償却費相当額 4百万円

支払利息相当額 0百万円

減損損失 一百万円

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

● 有価証券関係

・子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当ありません。

■ 重要な後発事象

前中間会計期間 自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日

該当ありません。

当中間会計期間 自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日

1 当行は、平成18年9月4日開催の取締役会において、第三者割当の方法により、第二種優先株式を発行することを決議し、平成18年9月13日開催の取締役会において発行条件を決定し、平成18年10月2日に全ての優先株式の払込が完了いたしました。その概要は次のとおりです。

第二種優先株式に関する事項

(1) 募集株式の種類

株式会社琉球銀行第二種優先株式(以下「本優先株式」という。)

(2) 募集株式の数

4,000,000株

(3) 払込金額

1株につき5,000円 総額 200億円

(4) 増加する資本金の額

1株につき2,500円 総額 100億円

(5) 増加する資本準備金の額

1株につき2,500円 総額 100億円

(6) 剰余金の配当

本優先株式を有する株主(以下「本優先株主」という。)または本優先株式の登録株式質権者(以下「本優先登録株式質権者」という。)に対しては剰余金の配当を行わない。

中間財務諸表等

(7) 残余財産の分配

当行の残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、当行の普通株式(以下「当行普通株式」という。)を有する株主(以下「当行普通株主」という。)(または当行普通株式の登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき5,000円の金銭を他の種類の優先株式の株主と同順位にて支払う。本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産を分配しない。

(8) 取得請求権

本優先株主は、以下の各号に従い、当行に対し、本優先株式を取得するのと引換えに当行普通株式を交付することを請求することができる。

- ①本優先株式の取得を請求することができる期間
平成18年10月4日から平成23年10月4日までとする。
- ②本優先株式の取得と引換えに交付する株式の種類及び数の算定方法
(イ)本優先株式の取得と引換えに交付する株式の種類
当行普通株式
(ロ)本優先株式の取得と引換えに交付する株式の数の算定方法

$$\text{本優先株式の取得と引換えに} = \text{本優先株主が取得請求に際して提出した} \div \text{交付価額}$$

$$\text{交付すべき当行普通株式数} \quad \text{本優先株式の払込金額の総額}$$

当行普通株式数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わないものとする。

- (ハ)当初交付価額 2,823円
- (ニ)下限交付価額 1,370円
- (ホ)上限交付価額 5,480円
- (ヘ)交付価額の修正

本優先株式の発行後、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、交付価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、売買高加重平均価格のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の売買高加重平均価格のある取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の毎日の売買高加重平均価格の平均値の90%に相当する金額に修正される。

(ト)交付価額の調整

当行は、本優先株式の発行後、当行普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式をもって交付価額を調整する。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額} \div \text{処分価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

(9) 取得条項

当行は、平成23年10月5日(以下「一斉取得日」という。)をもって、平成23年10月4日までに取得請求のなかった本優先株式のすべてを取得するものとする。当行は、本優先株式を取得するのと引換えに、当該本優先株式の優先株主に対して、各優先株主の有する本優先株式の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ5連続取引日(売買高加重平均価格のない日を除き、一斉取得日の前日が取引日でない場合には、一斉取得日の前日の直前の売買高加重平均価格のある取引日までの5連続取引日とする。)の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の毎日の売買高加重平均価格の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)で除して得られる数の当行普通株式を交付するものとする。ただし、当該平均値が、下限交付価額を下回るときは、各優先株主の有する本優先株式の払込金相当額を当該下限交付価額で除して得られる数の当行普通株式を交付するものとする。なお、上記の普通株式数の算出において1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従いこれを取り扱う。

(10) その他(潜在株式による希薄化情報)

今回発行する本優先株式による当行の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は24.5%となる見込みであります。

(注) 潜在株式数の比率につきましては、今回発行する本優先株式の取得請求権が平成18年9月13日に決定した当初交付価額ですべて権利行使された場合に発行される株式数を平成18年9月13日現在の発行済株式総数で除した数値であります。なお、今回発行する本優先株式がすべて上限交付価額で権利行使された場合の潜在株式数の比率は12.6%であり、全て下限交付価額で権利行使された場合の潜在株式数の比率は50.5%であります。また、前述の潜在株式数の比率には第一種優先株式に係る潜在株式数は含まれておりません。

(11) 資金の使途

主に、一般運転資金に充当する予定であります。

2 当行は、平成18年10月5日開催の取締役会において、株式会社整理回収機構が保有しております第一種優先株式の一部に関し、次のとおり自己株式の取得及び消却を決議し、平成18年10月11日に実施いたしました。なお、本優先株式の取得は、会社法第156条の規定に基づく自己株式取得枠の範囲内で行うものであります。また、消却につきましては、その他資本剰余金より減額しております。

- (1)取得・消却株式の総数 6,800,000株
※当初発行株式数 8,000,000株
- (2)取得価額の総額 40,592,600千円

< 参考 >

上記「1. 第二種優先株式の発行」、「2. 第一種優先株式の取得及び消却」実施後の資本金及び優先株式数の変動結果は以下のとおりであります。

	当初	変動額(株数)	変動後
資本金	44,127百万円	10,000百万円	54,127百万円
第一種優先株式	8,000千株	△6,800千株	1,200千株
第二種優先株式	—	4,000千株	4,000千株

業務粗利益の状況

■ 業務粗利益の状況

(単位:百万円、%)

	平成18年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計
資金運用収益	14,489	936	16 15,409
資金調達費用	605	866	16 1,456
資金運用収支	13,883	69	13,952
信託報酬	2	—	2
役務取引等収支	1,407	22	1,430
役務取引等収益	2,911	45	2,956
役務取引等費用	1,503	22	1,526
その他業務収支	△60	141	80
その他業務収益	21	141	162
その他業務費用	81	—	81
業務粗利益	15,234	233	15,467
業務粗利益率	2.19	1.19	2.20

(注)1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

3. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100 \div 183 \times 365$

■ 資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回り

国内業務部門

(単位:百万円、%)

	平成18年度中間期		
	平均残高	利 息	利 回 り
資金運用勘定	1,383,603	14,489	2.08
うち貸出金	1,008,601	13,298	2.62
うち商品有価証券	633	5	1.87
うち有価証券	283,037	1,105	0.77
うちコールローン	58,885	29	0.10
うち買入手形	727	0	0.25
うち預け金	16	0	0.04
資金調達勘定	(22,830)	(16)	
うち預金	1,326,177	604	0.09
うち借入金	1,300,328	521	0.08
うち社債	292	0	0.24
うち社債	5,519	65	2.36

(注)1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(3,759百万円)を、控除して表示しております。

2. ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

業務粗利益の状況

国際業務部門

(単位:百万円、%)

	平成18年度中間期		
	平均残高	利 息	利 回 り
資 金 運 用 勘 定	(22,830) 38,907	(16) 936	4.79
うち 有 価 証 券	14,634	87	1.18
うち コ ー ル ロ ー ン	962	24	5.08
資 金 調 達 勘 定	39,205	866	4.40
うち 預 金	39,132	866	4.41

- (注)1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(86百万円)を控除して表示しております。
 2. ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。
 3. 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は月次カレント方式(前月末TT債を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式)により算出しております。

合計(国内・国際)

(単位:百万円、%)

	平成18年度中間期		
	平均残高	利 息	利 回 り
資 金 運 用 勘 定	1,399,680	15,409	2.19
うち 貸 出 金	1,008,601	13,298	2.62
うち 商 品 有 価 証 券	633	5	1.87
うち 有 価 証 券	297,672	1,193	0.79
うち コ ー ル ロ ー ン	59,847	54	0.18
うち 買 入 手 形	727	0	0.25
うち 預 け 金	16	0	0.04
資 金 調 達 勘 定	1,342,553	1,454	0.21
うち 預 金	1,339,461	1,388	0.20
うち 借 用 金	292	0	0.24
うち 社 債	5,519	65	2.36

- (注)1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(3,845百万円)を控除して表示しております。
 2. 国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して記載しております。

受取・支払利息の分析

■ 受取・支払利息の分析

国内業務部門

(単位:百万円)

	平成18年度中間期		
	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	290	△1,277	△987
うち貸出金	△1,054	△920	△1,975
うち商品有価証券	4	3	7
うち有価証券	848	△5	843
うちコールローン	△45	102	56
うち買入手形	1	0	0
うち預け金	1	3	4
支払利息	1	△282	△280
うち預金	5	19	25
うち借入金	△1	△12	△14
うち社債	130	△65	65

(注)残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減に含めて記載しております。

国際業務部門

(単位:百万円)

	平成18年度中間期		
	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△249	521	272
うち有価証券	△65	△18	△84
うちコールローン	△131	70	△60
支払利息	△237	680	442
うち預金	△236	679	442

(注)残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減に含めて記載しております。

合計(国内・国際)

(単位:百万円)

	平成18年度中間期		
	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	129	△843	△714
うち貸出金	△1,054	△920	△1,975
うち商品有価証券	4	3	7
うち有価証券	826	△67	759
うちコールローン	△86	82	△4
うち買入手形	1	0	0
うち預け金	1	3	4
支払利息	△14	176	162
うち預金	3	465	468
うち借入金	△1	△12	△14
うち社債	130	△65	65

(注)残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減に含めて記載しております。

単体自己資本比率

■ 単体自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円)

項 目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
基本的項目	資本金	44,059	44,067
	うち非累積的永久優先株	20,000	20,000
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	29,632	—
	その他資本剰余金	—	29,632
	利益準備金	1,551	120
	その他利益剰余金	—	20,813
	任意積立金	14,099	—
	中間未処分利益	△9,590	—
	その他	—	—
	自己株式(△)	38	56
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	1,281
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
繰延税金資産の控除金額(△)	—	—	
計 (A)	79,713	93,295	
補完的項目	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	1,782	1,770
	一般貸倒引当金	5,399	5,560
	負債性資本調達手段等	540	10,000
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	540	10,000
	計 (B)	7,722	17,330
控除項目	控除項目(注4) (C)	550	550
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	86,885	110,075
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	847,539	877,876
	オフ・バランス取引項目	16,425	11,746
	計 (E)	863,965	889,623
単体自己資本比率(国内基準) = D/E × 100 (%)		10.05	12.37

注1. 告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

注2. 告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

注3. 告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りております。

注4. 告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

■ 利回り・利鞘

(単位:%)

	平成18年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用利回り①	2.08	4.79	2.19
資金調達原価②	1.51	7.58	1.71
総資金利鞘①-②	0.57	△2.79	0.48

■ 預貸率・預証率

(単位:%)

		平成18年度中間期		
		国内業務部門	国際業務部門	合計
預貸率	期末残高	79.53	—	77.51
	期中平均	77.56	—	75.29
預証率	期末残高	20.51	33.70	20.84
	期中平均	21.76	37.39	22.22

預貸率:貸出金の預金に対する比率 預証率:有価証券の預金に対する比率

■ 利益率

(単位:%)

	平成18年度中間期
総資産経常利益率	0.58
資本経常利益率	9.16
総資産中間純利益率	0.45
資本中間純利益率	7.06

(注)

$$1. \text{総資産経常(中間)純利益率} = \frac{\text{経常(中間)純利益}}{\text{総資産(除く支払承諾見返)平均残高}} \times 100 \div 183 \times 365$$

$$2. \text{資本経常(中間)純利益率} = \frac{\text{経常(中間)純利益}}{\text{純資産勘定平均残高}} \times 100 \div 183 \times 365$$

預金・貸出の状況

■ 預金科目別平均残高

(単位:百万円、%)

	平成18年度中間期			構 成 比
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	
流動性預金	689,202	—	689,202	51.4
うち有利息預金	555,058	—	555,058	41.4
定期性預金	596,442	—	596,442	44.5
うち固定自由金利定期預金	593,840	—	593,840	44.3
うち変動自由金利定期預金	2,578	—	2,578	0.1
その他	14,683	39,132	53,815	4.0
計	1,300,328	39,132	1,339,460	99.9
譲渡性預金	—	—	—	—
信託合同元本	203	—	203	—
合 計	1,300,531	39,132	1,339,663	100.0

注1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

注2. 定期性預金＝定期預金

固定自由金利定期預金: 預入時に満期日迄の利率が確定する自由金利定期預金

変動自由金利定期預金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金

注3. 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

■ 定期預金の残存期間別残高

(単位:百万円)

	期 間	平成18年度中間期	
		3か月未満	146,384
	3か月以上6か月未満	95,078	
	6か月以上1年未満	224,733	
	1年以上2年未満	17,435	
	2年以上3年未満	13,252	
	3年以上	22,655	
定 期 預 金	合 計	519,541	
うち固定自由金利定期預金	3か月未満	146,367	
	3か月以上6か月未満	95,069	
	6か月以上1年未満	224,723	
	1年以上2年未満	17,385	
	2年以上3年未満	11,060	
	3年以上	22,655	
	合 計	517,261	
	うち変動自由金利定期預金	3か月未満	17
		3か月以上6か月未満	9
		6か月以上1年未満	10
1年以上2年未満		50	
2年以上3年未満		2,192	
3年以上		—	
合 計	2,280		

(注) 本表の預金残高には、積立定期預金を含んでおりません。

■ 貸出金科目別平均残高

(単位:百万円)

	平成18年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計
手形貸付	170,158	—	170,158
証書貸付	787,881	—	787,881
当座貸越	36,292	—	36,292
割引手形	14,268	—	14,268
合 計	1,008,601	—	1,008,601

■ 貸出金の残存期間別残高

(単位:百万円)

	期 間	平成18年度中間期	
		1年以下	240,385
	1年超3年以下	64,522	
	3年超5年以下	83,764	
	5年超7年以下	62,755	
	7年超	561,087	
	期間の定めのないもの	41,270	
貸 出 金	合 計	1,053,787	
うち変動金利	1年以下	—	
	1年超3年以下	22,605	
	3年超5年以下	34,492	
	5年超7年以下	40,481	
	7年超	373,431	
	期間の定めのないもの	10,404	
	合 計	—	
	うち固定金利	1年以下	—
		1年超3年以下	41,916
		3年超5年以下	49,272
5年超7年以下		22,273	
7年超		187,656	
期間の定めのないもの		30,865	
合 計		—	

(注) 残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしておりません。

■ 貸出金担保別内訳

(単位:百万円)

	平成18年度中間期
有価証券	1,626
債権	27,805
商品	—
不動産	487,074
その他	20,948
計	537,455
保証	378,752
信用	137,580
合 計	1,053,787

■ 支払承諾見返の担保別内訳

(単位:百万円)

	平成18年度中間期
有価証券	252
債権	261
商品	—
不動産	7,853
その他	1,997
計	10,365
保証	2,397
信用	1,356
合 計	14,119

■ 中小企業等向貸出

(単位:百万円、%)

	平成18年度中間期
貸出金残高	896,365
総貸出に占める比率	85.0

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

■ 貸出金使途別内訳

(単位:百万円、%)

	平成18年度中間期	構成比
設備資金	592,908	56.2
運転資金	460,879	43.7
合 計	1,053,787	100.0

貸出金関係

貸出金業種別内訳

(単位:件、百万円、%)

業種	平成18年度中間期		
	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	508	51,615	4.9
農業	188	2,681	0.2
林業	1	9	0.0
漁業	40	731	0.0
鉱業	15	1,699	0.1
建設業	1,539	70,190	6.6
電気・ガス・熱供給・水道業	40	11,082	1.0
情報通信業	89	7,155	0.6
運輸業	215	16,781	1.5
卸売・小売業	1,803	114,250	10.8
金融・保険業	50	33,701	3.2
不動産業	2,186	175,015	16.6
各種サービス業	2,739	185,726	17.6
地方公共団体	27	68,526	6.5
その他	91,078	314,621	29.8
合計	100,518	1,053,787	100.0

貸出金償却額

(単位:百万円)

	平成17年度中間期	平成18年度中間期
貸出金償却額	5,273	726

貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

科目	平成17年度中間期		平成18年度中間期	
	期末残高	平成16年度中間期比	期末残高	平成17年度中間期比
一般貸倒引当金	7,899	1,892	5,618	△2,280
個別貸倒引当金	27,188	19,866	18,883	△8,304
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
合計	35,087	21,759	27,502	△10,585

特定海外債権残高

該当する債権は、平成17年度中間期および平成18年度中間期ともにありません。

リスク管理債権

(単位:百万円)

	平成17年度中間期	平成18年度中間期
破綻先債権額	2,970	1,565
延滞債権額	73,094	49,098
3か月以上延滞債権額	1,498	1,232
貸出条件緩和債権額	36,507	22,344
合計	114,071	74,240

- 破綻先債権とは、法人税個別通達「金融機関の未収利息の取扱について」の規定により、未収利息を収益不計上とすることが認められる貸出金のうち、会社更生法、破産法、民事再生法等の法的手続がとられている債務者や手形交換所において取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金のことです。なお、この開示額は、担保の処分等によって回収できるものを考慮していませんので、銀行の将来の損失額をそのまま表すものではありません。
- 延滞債権とは、法人税個別通達「金融機関の未収利息の取扱について」の規定により、未収利息を収益不計上とすることが認められている貸出金から、破綻先債権および金利繰上げにより未収利息を収益不計上とした貸出金を除いた貸出金のことです。なお、この開示額は、担保の処分等によって回収できるものを考慮していませんので、銀行の将来の損失額をそのまま表すものではありません。
- 3か月以上延滞債権とは、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出金で、貸借対照表の注記対象となっている破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- 貸出条件緩和債権とは、経済的困難に陥った債務者の債権支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩(金利の減免、利息の支払猶予、元金の返済猶予、債権放棄、現金贈与、代物弁済の受入など)を実施した貸出金です。

有価証券の残存期間別残高

有価証券の残存期間別残高 (単位:百万円)

種類	期 間	平成18年度中間期	
国債	1年以下	11,976	
	1年超3年以下	48,596	
	3年超5年以下	39,684	
	5年超7年以下	21,288	
	7年超10年以下	19,331	
	10年超	35,557	
	期間の定めのないもの	—	
	合計	176,436	
地方債	1年以下	1,819	
	1年超3年以下	4,923	
	3年超5年以下	3,845	
	5年超7年以下	6,162	
	7年超10年以下	4,603	
	10年超	—	
	期間の定めのないもの	—	
	合計	21,354	
社債	1年以下	8,570	
	1年超3年以下	17,485	
	3年超5年以下	10,326	
	5年超7年以下	487	
	7年超10年以下	2,759	
	10年超	—	
	期間の定めのないもの	—	
	合計	39,629	
株式	期間の定めのないもの	16,409	
その他の証券	1年以下	5,766	
	1年超3年以下	4,614	
	3年超5年以下	2,360	
	5年超7年以下	1,235	
	7年超10年以下	1,821	
	10年超	5,224	
	期間の定めのないもの	11,540	
	合計	32,564	
	うち外国債券	1年以下	5,766
		1年超3年以下	3,481
3年超5年以下		1,870	
5年超7年以下		—	
7年超10年以下		497	
10年超		—	
期間の定めのないもの		—	
合計		11,616	
うち外国株式		0	
貸付有価証券	1年以下	—	
	1年超3年以下	—	
	3年超5年以下	—	
	5年超7年以下	—	
	7年超10年以下	—	
	10年超	—	
	期間の定めのないもの	—	
	合計	—	

※その他の証券には、買入金銭債権が含まれています。

商品有価証券平均残高

(単位:百万円)

種 類	平成18年度中間期
商 品 国 債	633
商 品 地 方 債	—
商 品 政 府 保 証 債	—
貸 付 商 品 債 券	—
合 計	633

単
体
情
報

有価証券平均残高

(単位:百万円、%)

	平成18年度中間期			
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	構 成 比
国債	189,324	—	189,324	63.6
地方債	21,466	—	21,466	7.2
社債	41,352	—	41,352	13.8
株式	15,949	—	15,949	5.3
その他	14,944	14,634	29,579	9.9
うち外国証券	—	14,634	14,634	4.9
うち外国株式	—	0	0	0.0
合計	283,037	14,634	297,672	100.0

(注)1. 貸付有価証券は、有価証券の種類ごとに区分して記載しております。

2. 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

有価証券関係

■ 有価証券関係

I 平成17年度中間期

※中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

(単位:百万円)

	中間貸借 対照表計上額	時 価	差 額	うち	
				うち益	うち損
国 債	15,086	15,180	93	105	11
地 方 債	17,995	17,886	△108	110	218
社 債	10,074	10,158	84	96	12
合 計	43,155	43,225	69	312	242

(注)1. 時価は、当中間会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

(単位:百万円)

	取得原価	中間貸借 対照表計上額	評価差額	うち	
				うち益	うち損
株 式	3,812	6,464	2,651	2,890	238
債 券	142,270	141,903	△366	394	760
国 債	111,349	110,977	△372	294	666
地 方 債	3,969	3,970	1	10	8
社 債	26,951	26,955	3	89	85
そ の 他	32,494	32,550	56	212	156
合 計	178,578	180,919	2,340	3,496	1,156

(注)1. 中間貸借対照表計上額は、当中間会計期間末日における市場価格等に基づいた時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるものうち、減損処理を行ったものはありません。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額(平成17年9月30日現在)

(単位:百万円)

	金 額
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	1,895
匿名組合	2,997
事業債(私募債)	1,800

II 平成18年度中間期

※中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

(単位:百万円)

	中間貸借 対照表計上額	時 価	差 額
国 債	9,081	9,095	13
地 方 債	17,610	17,331	△279
社 債	5,078	5,049	△29
合 計	31,771	31,476	△294

(注)時価は、当中間会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

(単位:百万円)

	取得原価	中間貸借 対照表計上額	評価差額
株 式	13,642	14,522	879
債 券	206,409	203,829	△2,579
国 債	169,724	167,354	△2,370
地 方 債	3,757	3,744	△13
社 債	32,927	32,730	△196
そ の 他	32,644	32,217	△426
合 計	252,696	250,569	△2,126

(注)1. 中間貸借対照表計上額は、当中間会計期間末日における市場価格等に基づいた時価により計上したものであります。

2. 当中間会計期間において、その他有価証券で株式について280百万円減損処理を行なっております。これは、下落率50パーセント以上下落した場合は全額減損処理し、下落率30パーセント以上50パーセント未満でも、(1)過去2年間に亘り、株価が30パーセント以上低下している、(2)株式の発行会社が債務超過の状態にある、(3)2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される、のいずれかに該当する場合に減損処理を行ったものであります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

(単位:百万円)

	金 額
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	1,843
匿名組合	304
事業債(私募債)	1,820

■ 金銭の信託関係

I 平成17年度中間期

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

(平成17年9月30日現在)

(単位:百万円)

	取得原価	中間貸借対 照表計上額	評価差額	うち益	うち損
その他の金銭の信託	1,116	1,116	—	—	—

(注)1. 貸借対照表計上額は、当会計期間末日における市場価格等に基づいた時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

II 平成18年度中間期

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

(平成18年9月30日現在)

(単位:百万円)

	取得原価	中間貸借対 照表計上額	評価差額	うち益	うち損
その他の金銭の信託	2,996	2,996	—	—	—

(注)1. 中間貸借対照表計上額は、当会計期間末日における市場価格等に基づいた時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

■ その他有価証券評価差額金

I 平成17年度中間期

○その他有価証券評価差額金(平成17年9月30日現在)

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。(単位:百万円)

	金 額
評 価 差 額	2,340
その他有価証券	2,340
(△)繰延税金負債	△930
その他有価証券評価差額金	1,410

II 平成18年度中間期

○その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。(単位:百万円)

	金 額
評 価 差 額	△2,126
その他有価証券	△2,126
(+)繰延税金資産(又は(△)繰延税金負債)	845
その他有価証券評価差額金	△1,281

■ デリバティブ取引関係

I 平成17年度中間期

(1)金利関連取引(平成17年9月30日現在)

(単位:百万円)

区分	種 類	契約額等	時 価	評価損益
取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	2,000	△29	△11
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
合 計	—	△29	△11	

(注)上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

(2)通貨関連取引(平成17年9月30日現在)

(単位:百万円)

区分	種 類	契約額等	時 価	評価損益
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	192	0	0
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
合 計	—	0	0	

(注)上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3)株式関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(4)債券関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(5)商品関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(6)クレジットデリバティブ取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

デリバティブ取引関係

II 平成18年度中間期

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在) (単位:百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	1,000	0	0
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
合計		—	0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在) (単位:百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	79	0	0
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
合計		—	0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

■ 信託財産残高表

(単位:百万円、%)

科 目	平成18年度中間期	
	金 額	構 成 比
貸 出 金	—	—
そ の 他 債 権	—	—
銀 行 勘 定 貸	157	100.00
合 計	157	100.00

(単位:百万円、%)

科 目	平成18年度中間期	
	金 額	構 成 比
指 定 金 銭 信 託	157	100.00
合 計	157	100.00

(注)共同信託他社管理財産は、該当ありません。

■ 元本補てん契約のある信託の運用／受入状況

(単位:百万円)

科 目	平成18年度中間期
	金 額
元 本	157
債権償却準備金	—
そ の 他	0
合 計	157

(単位:百万円)

科 目	平成18年度中間期
	金 額
貸 出 金	—
そ の 他	157
合 計	157

■ 金銭信託の信託残高

中間期末残高 (単位:百万円)

科 目	平成18年度中間期
元 本	157
そ の 他	0
計	157
対 前 期 指 数	15
前中間期末比(△)	△863

■ 金銭信託期間別元本残高

(単位:百万円)

期 間	平成18年度中間期
2 年 以 上 5 年 未 満	0
5 年 以 上	157
合 計	157

■ リスク管理債権 (元本補てん契約のある信託の貸出金)

該当ありません。

■ 金銭信託の運用状況

該当ありません。

■ 貸出金科目別期末残高

該当ありません。

■ 貸出金契約期間別期末残高

該当ありません。

■ 貸出金担保別内訳

該当ありません。

■ 貸出金用途別内訳

該当ありません。

■ 貸出金業種別内訳

該当ありません。

■ 中小企業等向貸出

該当ありません。

■ 有価証券期末残高

該当ありません。

株式等の状況

■ 株式の総数等

1. 株式の総数

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	99,000,000
第一種優先株式	8,000,000
第二種優先株式	4,600,000
計	111,600,000

(注)1. 当行定款第5条に次のとおり規定しております。
「当銀行の発行可能株式総数は11,160万株とし、9,900万株は普通株式の発行可能種類株式総数、800万株は第一種優先株式の発行可能種類株式総数、460万株は第二種優先株式の発行可能種類株式総数とする。」
2. 平成18年9月4日開催の取締役会において、第三者割当ての方法により、第二種優先株式を400万株発行することが決議され、当中間会計期間後の平成18年10月2日に払込完了いたしました。

2. 発行済株式

(単位:株)

種類	中間会計期間末現在発行数 (平成18年9月30日)	提出日現在発行数 (平成18年12月25日)	上場証券取引所名 又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	28,907,262	28,998,903	東京証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所	議決権を有しております。 (注)1
第一種優先株式	8,000,000	1,200,000	—	(注)2、3
第二種優先株式	—	4,000,000	—	(注)1、4
計	36,907,262	34,198,903	—	—

(注)1. 提出日現在発行数には、平成18年12月1日から半期報告書を提出する日までの第二種優先株式の取得と引換えにより交付した普通株式数の増加は含まれておりません。取得請求により自己株式取得となりますが、消却していないため、発行額の400万株を提出日現在の株式数としております。

2. 当中間会計期間後、平成18年10月5日の取締役会決議により、平成18年10月11日に第一種優先株式680万株の自己株式の取得及び消却を実施いたしました。

3. 第一種優先株式の内容については次のとおりであります。

(1) 剰余金の配当

① 優先株主配当金

毎年決算日現在の本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき、年75円00銭の優先株主配当金を支払う。

② 配当非累積事項

ある営業年度において本優先株主に対して支払う剰余金の配当の額が、上記優先株主配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 配当非参加事項

第一種優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、本優先株主に対して、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき37円50銭を支払う。

(2) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、本優先株式を有する株主に対し普通株主に先立ち、1株につき5,000円の金銭を他の種類の優先株主と同順位にて支払う。本優先株主に対しては、上記5,000円のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権事項

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、当行株主総会における議決権を有しない。

(4) 株式の併合又は分割及び無償割当等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、本優先株式については、株式の併合又は分割を行わない。本優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(5) 取得請求権

本優先株主は、以下の各号に従い、当行に対し本優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求することができる。

① 取得を請求し得べき期間

平成12年12月29日から平成22年9月30日までの間で発行に際して取締役会で定める期間とする。

② 当初交付価額

当初交付価額は平成12年12月29日の時価とする。ただし、計算の結果当初交付価額が1,150円(以下「下限交付価額」という)を下回る場合には、下限交付価額を当初交付価額とする。

「平成12年12月29日の時価」とは平成12年12月29日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)を円位未満小数第2位まで算出し、その少数第2位を四捨五入する。尚、上記45取引日の間に、下記③に定める交付価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は③に準じて調整される。

③ 交付価額の修正

交付価額は、平成13年9月30日以降平成22年9月30日までの毎年9月30日(以下それぞれ「修正日」という)にその時点での時価に修正される。尚、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後交付価額が下限交付価額を下回る場合は修正後交付価額は下限交付価額とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)を円位未満小数第2位まで算出し、その少数第2位を四捨五入する。尚、上記45取引日の間に、下記④に定める交付価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は④に準じて調整される。

④ 交付価額の調整

本優先株式発行後、当行が1株当たり時価を下回る払込み金額での新たな普通株式の発行、株式分割その他一定の場合には、交付価額(下限交付価額を含む)を次に定める算式(以下「交付価額調整式」という)により調整する。ただし、交付価額調整式により計算される交付価額が1,000円を下回る場合には、1,000円をもって調整後交付価額とする。
調整後交付価額 = 調整前交付価額 × (既発行普通株式数 + 新規発行普通株式数 × 1株当たり払込金額) / 1株当たり時価 / (既発行普通株式数 + 新規発行普通株式数)

⑤ 交付により発行すべき普通株式数

本優先株式の取得請求により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。
交付により発行すべき普通株式数 = (本優先株主が交付請求のために提出した本優先株式の発行価額総額) / 交付価額

⑥ 優先株式の一斉取得

本優先株式のうち、平成22年9月30日までに取得請求のなかった本優先株式は、平成22年10月1日(以下「一斉取得日」という)をもって、本優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式を交付するのと引換えに取得する。当該平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その少数第2位を四捨五入する。ただし、この場合当該平均値が1,150円を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を1,150円で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従いこれを取り扱う。

4. 第二種優先株式の内容については次のとおりであります。

(1) 剰余金の配当

本優先株主または本優先株式の登録株式質権者に対しては剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

当行は残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先株式の登録株式質権者に対し、普通株主、または当行普通株式の登録株式質権者に先立ち、1株につき5,000円の金銭を他の種類の優先株主と同順位にて支払う。本優先株主または本優先株式の登録株式質権者に対しては、上記5,000円のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権事項

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、当行株主総会における議決権を有しない。

(4) 株式の併合又は分割及び無償割当等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、本優先株式については、株式の併合又は分割を行わない。本優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(5) 取得請求権

本優先株主は、以下の各号に従い、当行に対し、本優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求することができる。

① 取得を請求し得べき期間

平成18年10月4日から平成23年10月4日までとする。

② 当初交付価額

2,823円

③ 下限交付価額

1,370円

④ 上限交付価額

5,480円

⑤ 交付価額の修正

本優先株式の発行後、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)翌取引日以降、交付価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、売買高加重平均価格のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の売買高加重平均価格のある取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の毎日の売買高加重平均価格の平均値の90%に相当する金額に修正される。

⑥ 交付価額の調整

当行は、本優先株式の発行後、当行普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式をもって交付価額を調整する。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \cdot \text{処分価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

⑦ 交付により発行すべき普通株式数

$$\text{第二種優先株式の取得と引換えに} \text{第二種優先株主が取得請求に際して提出} \div \text{交付価額} \\ \text{に交付すべき当行普通株式数} = \frac{\text{第二種優先株式の払込金額の総額}}{\text{交付価額}}$$

当行普通株式数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わないものとする。

⑧ 優先株式の一斉取得

本優先株式のうち平成23年10月4日までに取得請求のなかった本優先株式は平成23年10月5日(以下「一斉取得日」という)をもって、本優先株式を取得するのと引換えに、当該本優先株式の優先株主に対して、各優先株主の所有する本優先株式の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ5連続取引日(売買高加重平均価格のない日を除き、一斉取得日の前日が取引日でない場合には、一斉取得日の前日の直前の売買高加重平均価格のある取引日までの5連続取引日とする。)の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の毎日の売買高加重平均価格の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その少数第2位を切り捨てる。)で除して得られる数の当行普通株式を交付するものとする。ただし、当該平均値が、下限交付価額を下回るときは、各優先株主の所有する第二種優先株式の払込金相当額を当該下限交付価額で除して得られる数の当行普通株式を交付するものとする。なお、上記の普通株式数の算出において1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従いこれを取り扱う。

■ 新株予約権等の状況

該当ありません。

■ 発行済株式総数、資本金等の状況

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年 8月14日 (注)1	—	36,907	—	44,127,114	△29,632,504	—

(注)1. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を取崩し、その他資本剰余金に振り替えたものであります。

2. 平成18年10月2日を払込期日とする第三者割当ての方法により、第二種優先株式を発行し、発行済株式総数が4,000,000株、資本金が10,000,000,000円、資本準備金が10,000,000,000円それぞれ増加しております。

3. 平成18年10月11日に第一種優先株式の自己株式取得及び消却を実施し、発行済株式総数が6,800,000株、その他資本剰余金が29,632,504,842円、その他利益剰余金が10,960,095,158円それぞれ減少しております。

株式等の状況

■ 大株主の状況

① 普通株式

平成18年9月30日現在

(単位:千株、%)

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,275	4.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	784	2.71
琉球銀行行員持株会	沖縄県那覇市久茂地1丁目11番1号	729	2.52
沖縄電力株式会社	沖縄県浦添市牧港5丁目2番1号	689	2.38
大同火災海上保険株式会社	沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号	585	2.02
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	475	1.64
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	450	1.55
オリオンビール株式会社	沖縄県浦添市字城間1985番地の1	409	1.41
株式会社オーエスジー	沖縄県浦添市勢理客4丁目18番5号	304	1.05
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	279	0.96
計	—	5,981	20.69

② 第一種優先株式

平成18年9月30日現在

(単位:千株、%)

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	8,000	100.0
計	—	8,000	100.0

(注)当中間会計期間後、平成18年10月11日に自己株式取得及び消却を実施し、発行済株式総数が6,800,000株減少し、提出日現在の所有株式数は1,200,000株となっております。



りゅうぎんの情報はインターネットでもご覧になれます。
<http://www.ryugin.co.jp/>



マーク

琉球銀行の頭文字Rをデザイン化したもので、赤は情熱、楕円そのものは成長を続ける地域社会と考え、Rで区切った三つのブロックは「地元暮らし人々」・「地元企業」・「琉球銀行」を表しています。この三者がお互いに手を取り合って、温かく潤いのある地域社会を創りあげていきたいという私共の心をシンボル化したものです。

スローガン

ふるさとに生きる地元の皆様の暮らしと地域社会との、温かくてながいフレンドシップ、パートナーシップを大切にしていきたいという、りゅうぎんの心を表しています。

バンクカラー

りゅうぎんレッドは、ふるさと沖縄の太陽の色であり、りゅうぎんのハートの色でもあります。りゅうぎんブルーは、沖縄の海と空の色であり、また、同時にりゅうぎんの誠実さ、清らかさを強調しています。

各種お問い合わせは次の担当へどうぞ

■ このディスクロージャー誌について

総合企画部企画課 TEL.098-860-3787(直通)

■ 株式の名義書換、端株の買い取り請求、配当金受け取り方法変更等について

総合企画部総務課 TEL.098-860-3132(直通)

「琉球銀行の現状 2006年度 中間ディスクロージャー誌」は銀行法第21条、銀行法施行規則および金融機関の信託業務の兼営等に関する法律規則に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務および財産の状況に関する説明書類)です。